

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

第一条関係

改正案	現 行
職員の旅費に関する条例 第一章 総則 第一条・第二条 (略) (旅費の支給) 第三条 (略) 2 職員又はその遺族が、<u>次の各号のいずれか</u>に該当する場合には当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 一～五 (略) 3・4 (略) 5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、<u>規則で定めるところによりその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。</u> 6 (略) (旅行命令等) 第四条 職員の旅行は、<u>次</u>に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。 一・二 (略) 2～9 (略) (旅行命令等に従わない旅行) 第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以	職員の旅費に関する条例 第一章 総則 第一条・第二条 (略) (旅費の支給) 第三条 (略) 2 職員又はその遺族が、<u>左の各号の一</u>に該当する場合には当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 一～五 (略) 3・4 (略) 5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、<u>埼玉県規則（以下「規則」という。）</u>の定めるところによりその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。 6 (略) (旅行命令等) 第四条 職員の旅行は、<u>左</u>に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。 一・二 (略) 2～9 (略) (旅行命令等に従わない旅行) 第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下<u>本</u>

改正案	現 行
下<u>この条</u>において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 (略) (旅費の種類) 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～6 (略) 7 宿泊料は、旅行中の<u>一夜につき、宿泊に要する費用について、実費額</u>により支給する。 <u>(削る)</u> <u>8～12</u> (略) 第七条・第八条 (略) (削る) <u>第九条 一日 (午前零時から午後十二時までの二十四時間を一日として計算するものとする。第十八条、第二十二条第一項及び第三十一条第一項において同じ。)</u>の旅行において<u>日当</u>の定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による<u>日当</u>を支給する。 <u>第十条～第十二条</u> (略)	<u>条</u>において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 (略) (旅費の種類) 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>食卓料</u>、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～6 (略) 7 宿泊料は、旅行中の<u>夜数に応じ一夜当たりの定額</u>により支給する。 <u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u> <u>9～13</u> (略) 第七条・第八条 (略) <u>第九条 旅行者が、同一地域 (第二条第二項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u> <u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第十条 一日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u> <u>第十一条～第十三条</u> (略)

改正案	現 行
第二章 内国旅行の旅費 <u>第十三条～第十六条</u> (略) (自家用自動車使用の場合の旅費) <u>第十七条</u> (略) 2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第一項の規定にかかわらず、一キロメートルにつき<u>ガソリンの小売価格等を基礎として規則で定める額による。</u> <u>(日当)</u> <u>第十八条</u> 日当の額は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める額による。 一 行程二百キロメートル以上の県外旅行中に午後十二時に至る日 <u>三千六百円</u> 二 行程二百キロメートル以上の県外旅行をした日（前号に掲げる日を除く。） <u>千二百円</u> 三 県内旅行又は行程二百キロメートル未満の県外旅行中に午後十二時に至る日 <u>二千四百円</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第十九条</u> 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第三十一条第一項において「法」という。）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額による。 <u>2</u> 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 <u>(削る)</u>	第二章 内国旅行の旅費 <u>第十四条～第十七条</u> (略) (自家用自動車使用の場合の旅費) <u>第十八条</u> (略) 2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第一項の規定にかかわらず、一キロメートルにつき<u>十八円とする。</u> <u>(新設)</u> <u>(日当)</u> <u>第十九条</u> 日当の額は一日につき二千四百円とする。 <u>2</u> 日当は県内旅行以外の旅行で行程二百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。 <u>(宿泊料)</u> <u>第二十条</u> 宿泊料の額は、一夜につき一万三千百円とする。 <u>2</u> 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給

改正案	現 行
(削る) (移転料) 第二十条 移転料の額は、<u>次</u>の各号に規定する額による。 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた<u>別表</u>の定額による額 二・三 (略) 2・3 (略) (扶養親族移転料) 第二十一条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、<u>次</u>の各号に規定する額の合計額 イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当<u>及び宿泊料</u>の三分の二に相当する額 ロ (略) ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当<u>及び宿泊料</u>の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。 二 (略) 三 第一号イからハまでの規定により日当<u>及び宿泊料</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)	<u>する。</u> (食卓料) 第二十一条 <u>食卓料の額は、一夜につき二千四百円とする。</u> <u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u> (移転料) 第二十二条 移転料の額は、<u>左</u>の各号に規定する額による。 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた<u>別表第一</u>の定額による額 二・三 (略) 2・3 (略) (扶養親族移転料) 第二十三条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、<u>左</u>の各号に規定する額の合計額 イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、<u>宿泊料及び食卓料</u>の三分の二に相当する額 ロ (略) ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、<u>宿泊料及び食卓料</u>の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。 二 (略) 三 第一号イからハまでの規定により日当、<u>宿泊料及び食卓料</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)

改正案	現 行
<u>第二十二條</u> （略） （同一地域内の旅行の旅費） <u>第二十三條</u> <u>第十八條第一號又は第二號の規定による日当が支給される</u>場合は、同一地域内における旅行について、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が<u>千二百円</u>を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。 <u>第二十四條</u> （略） （遺族の旅費） <u>第二十五條</u> （略） 2 （略） 3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、<u>第二十一條第一項第一號</u>の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃<u>及び車賃</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 第三章 外国旅行の旅費 （本邦通過の場合の旅費） <u>第二十六條</u> 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については本章に規定するところによる。 <u>第二十七條～第三十條</u> （略） <u>（日当）</u>	<u>第二十四條</u> （略） （同一地域内の旅行の旅費） <u>第二十五條</u> <u>第十九條第二項に該当する旅行の場合</u>は、同一地域内における旅行について、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が<u>当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額</u>を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。 <u>第二十六條</u> （略） （遺族の旅費） <u>第二十七條</u> （略） 2 （略） 3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、<u>第二十三條第一項第一號</u>の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、<u>車賃及び食卓料</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 第三章 外国旅行の旅費 （本邦通過の場合の旅費） <u>第二十八條</u> 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当<u>及び食卓料</u>又は本邦に到着した日までの日当<u>及び食卓料</u>については本章に規定するところによる。 <u>第二十九條～第三十二條</u> （略）

改正案	現 行
<u>第三十一条</u> 日当の額は、一日につき、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める額による。 <u>2</u> 日当は、旅行中に午後十二時に至る日に限り、支給する。 <u>(宿泊料)</u> <u>第三十二条</u> 第十九条の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。 <u>(削る)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u> <u>第三十三条</u> 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じて別表第二の定額による。 <u>2</u> 第二十九条第二項の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。 <u>3</u> 食卓料の額は、別表第二の定額による。 <u>4</u> 第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。
<u>第三十三条</u> (略) (死亡手当) <u>第三十四条</u> 死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合に、<u>五十万五千円とする</u>。 2 職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず<u>第二十五条第一項第一号</u>の規定に準じて計算した旅費の額による。 3 <u>第二十五条第二項</u>の規定は、第一項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 (旅行手当) <u>第三十五条</u> <u>第六条第十二項</u>の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第六	<u>第三十四条</u> (略) (死亡手当) <u>第三十五条</u> 死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合に、<u>別表第二の定額による</u>。 2 職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず<u>第二十七条第一項第一号</u>の規定に準じて計算した旅費の額による。 3 <u>第二十七条第二項</u>の規定は、第一項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 (旅行手当) <u>第三十六条</u> <u>第六条第十三項</u>の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第六条第

改正案	現 行
条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。 <u>(削る)</u> <u>第三十六条</u> (略) 第四章 雑則 <u>第三十七条・第三十八条</u> (略) <u>(旅費の返納)</u> <u>第三十九条</u> 任命権者は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。 <u>2</u> 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。 <u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 <u>第四十条</u> (略) <u>(削る)</u> <u>別表 (第二十条関係)</u>	一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。 <u>(同一地域内旅行の旅費)</u> <u>第三十七条</u> <u>第二十五条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。</u> <u>第三十八条</u> (略) 第四章 雑則 <u>第三十九条・第四十条</u> (略) <u>(新設)</u> <u>第四十一条</u> (略) 附則 1～5 (略) <u>6</u> 旅行先又は目的地が国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）において外国旅行日当、宿泊料及び支度料の調整地域として定められている地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表のその他について定める額の十分の八に相当する額とする。 <u>別表第一 移転料 (第二十二条関係)</u>

改正案								現 行							
路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上		路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上	
一 二六、〇〇〇円	一 四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二 二〇、〇〇〇円	二 九二、〇〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三 二八、〇〇〇円	三 八一、〇〇〇円	一 二六、〇〇〇円	一 四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二 二〇、〇〇〇円	二 九二、〇〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三 二八、〇〇〇円	三 八一、〇〇〇円

(削る)

別表第二 日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当（第三十三条、第三十五条関係）					
日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）	死亡手当
指定都市	その他	指定都市	その他		
六、七〇〇円	五、七〇〇円	二二、五〇〇円	一八、八〇〇円	六、三〇〇円	五〇五、〇〇〇円

備考

一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程において定められている都市の地域をいい、その他とは、指定都市の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、四千二百円とする。

第二条関係

改正案

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
第一条（略）
第二条 知事、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員（第四条において「知事等」という。）の旅費は、次項から第四項まで及び別表に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額を支給する。
2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。
4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、知事にあつては八十八万円、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては八十万円とする。
5 特別職の秘書の旅費は、一般職の職員に支給する額に相当する額を支給する。
6 前各項に定める旅費の支給は、一般職の職員の例による。

第三条～第七条（略）

別表 移転料（第二条関係）

路程五 十キロ	路程五 十キロ	路程百 キロメ	路程三 百キロ	路程五 百キロ	路程千 キロメ	路程千 五百キ	路程二 千キロ
メートル未満	メートル以上	一メートル以上三	メートル以上	メートル以上	一メートル以上千	一メートル以上	二メートル以上

現 行

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
第一条（略）
第二条 知事、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員（第四条において「知事等」という。）の旅費は、別表第一及び別表第二に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額を支給する。
（新設）

（新設）

（新設）

2 特別職の秘書の旅費は、一般職の職員に支給する額に相当する額を支給する。
3 前二項に定める旅費の支給は、一般職の職員の例による。

第三条～第七条（略）

別表第一 内国旅行の旅費（第二条関係）
一 日当、宿泊料及び食卓料

<u>日当（一日につき）</u>	<u>宿泊料（一夜につき）</u>	<u>食卓料（一夜につき）</u>
三、三〇〇円	一六、五〇〇円	三、三〇〇円

二 移転料

路程五 十キロ	路程五 十キロ	路程百 キロメ	路程三 百キロ	路程五 百キロ	路程千 キロメ	路程千 五百キ	路程二 千キロ
メートル未満	メートル以上	一メートル以上三	メートル以上	メートル以上	一メートル以上千	一メートル以上	二メートル以上

改正案							
	<u>百キロメートル未満</u>	<u>百キロメートル未満</u>	<u>五百キロメートル未満</u>	<u>千キロメートル未満</u>	<u>五百キロメートル未満</u>	<u>上二キロメートル未満</u>	
<u>一五</u> <u>三、〇〇〇円</u>	<u>一七</u> <u>七、〇〇〇円</u>	<u>二一</u> <u>八、〇〇〇円</u>	<u>二六</u> <u>九、〇〇〇円</u>	<u>三五</u> <u>六、〇〇〇円</u>	<u>三七</u> <u>五、〇〇〇円</u>	<u>四〇</u> <u>一、〇〇〇円</u>	<u>四六</u> <u>五、〇〇〇円</u>
<u>(削る)</u>							

現 行							
	<u>百キロメートル未満</u>	<u>百キロメートル未満</u>	<u>五百キロメートル未満</u>	<u>千キロメートル未満</u>	<u>五百キロメートル未満</u>	<u>上二キロメートル未満</u>	
<u>一五</u> <u>三、〇〇〇円</u>	<u>一七</u> <u>七、〇〇〇円</u>	<u>二一</u> <u>八、〇〇〇円</u>	<u>二六</u> <u>九、〇〇〇円</u>	<u>三五</u> <u>六、〇〇〇円</u>	<u>三七</u> <u>五、〇〇〇円</u>	<u>四〇</u> <u>一、〇〇〇円</u>	<u>四六</u> <u>五、〇〇〇円</u>
<u>別表第二 外国旅行の旅費（第二条関係）</u> <u>日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当</u>							
<u>区分</u>	<u>日当（一日につき）</u>		<u>宿泊料（一夜につき）</u>		<u>食卓料（一夜につき）</u>	<u>死亡手当</u>	
	<u>指定都市</u>	<u>その他</u>	<u>指定都市</u>	<u>その他</u>			
<u>知事</u>	<u>一〇、五〇〇円</u>	<u>八、七〇〇円</u>	<u>三二、二〇〇円</u>	<u>二六、八〇〇円</u>	<u>八、六〇〇円</u>	<u>八八〇、〇〇〇円</u>	
<u>副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員</u>	<u>九、四〇〇円</u>	<u>七、九〇〇円</u>	<u>二九、〇〇〇円</u>	<u>二四、二〇〇円</u>	<u>八、〇〇〇円</u>	<u>八〇〇、〇〇〇円</u>	
<u>備考</u> <u>一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）において定められている都市の地域をいい、その他とは、指定都市の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u> <u>二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、知事にあつては六千三百円、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び</u>							

改正案	現 行
	<u>常勤の監査委員にあつては五千七百円とする。</u>

第三条関係

改正案	現 行																																																																																
埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例 第一条・第二条 （略） 第三条 <u>教育長の旅費</u> は、 <u>次項から第四項まで及び別表</u> に定めるものを除くほか、一般職の職員（以下「職員」という。）に支給する額に相当する額を支給する。 <u>2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として埼玉県教育委員会規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として同規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。</u> 第四条～第七条 （略） <u>別表 移転料</u> （第三条関係） <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例 第一条・第二条 （略） 第三条 <u>旅費</u> は、 <u>別表第一及び別表第二</u> に定めるものを除くほか、一般職の職員（以下「職員」という。）に支給する額に相当する額を支給する。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 第四条～第七条 （略） <u>別表第一 内国旅行の旅費</u> （第三条関係） <u>一 日当、宿泊料及び食卓料</u> <table><tr><td><u>日当（一日につき）</u></td><td><u>宿泊料（一夜につき）</u></td><td><u>食卓料（一夜につき）</u></td></tr><tr><td><u>三、三〇〇円</u></td><td><u>一六、五〇〇円</u></td><td><u>三、三〇〇円</u></td></tr></table> <u>二 移転料</u>	<u>日当（一日につき）</u>	<u>宿泊料（一夜につき）</u>	<u>食卓料（一夜につき）</u>	<u>三、三〇〇円</u>	<u>一六、五〇〇円</u>	<u>三、三〇〇円</u>																																																																										
<u>日当（一日につき）</u>	<u>宿泊料（一夜につき）</u>	<u>食卓料（一夜につき）</u>																																																																															
<u>三、三〇〇円</u>	<u>一六、五〇〇円</u>	<u>三、三〇〇円</u>																																																																															
<table><tr><td><u>路程五</u></td><td><u>路程五</u></td><td><u>路程百</u></td><td><u>路程三</u></td><td><u>路程五</u></td><td><u>路程千</u></td><td><u>路程千</u></td><td><u>路程二</u></td></tr><tr><td><u>十キロ</u></td><td><u>十キロ</u></td><td><u>キロメ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>キロメ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>千キロ</u></td></tr><tr><td><u>メートル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>一トル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>一トル</u></td><td><u>ロメー</u></td><td><u>メートル</u></td></tr><tr><td><u>ル未満</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>以上三</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>以上千</u></td><td><u>トル以</u></td><td><u>ル以上</u></td></tr><tr><td></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>千キロ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>上二千</u></td><td></td></tr></table>	<u>路程五</u>	<u>路程五</u>	<u>路程百</u>	<u>路程三</u>	<u>路程五</u>	<u>路程千</u>	<u>路程千</u>	<u>路程二</u>	<u>十キロ</u>	<u>十キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>ロメー</u>	<u>メートル</u>	<u>ル未満</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上三</u>	<u>ル以上</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上千</u>	<u>トル以</u>	<u>ル以上</u>		<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>上二千</u>		<table><tr><td><u>路程五</u></td><td><u>路程五</u></td><td><u>路程百</u></td><td><u>路程三</u></td><td><u>路程五</u></td><td><u>路程千</u></td><td><u>路程千</u></td><td><u>路程二</u></td></tr><tr><td><u>十キロ</u></td><td><u>十キロ</u></td><td><u>キロメ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>キロメ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>千キロ</u></td></tr><tr><td><u>メートル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>一トル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>メートル</u></td><td><u>一トル</u></td><td><u>ロメー</u></td><td><u>メートル</u></td></tr><tr><td><u>ル未満</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>以上三</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>ル以上</u></td><td><u>以上千</u></td><td><u>トル以</u></td><td><u>ル以上</u></td></tr><tr><td></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>百キロ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>千キロ</u></td><td><u>五百キ</u></td><td><u>上二千</u></td><td></td></tr></table>	<u>路程五</u>	<u>路程五</u>	<u>路程百</u>	<u>路程三</u>	<u>路程五</u>	<u>路程千</u>	<u>路程千</u>	<u>路程二</u>	<u>十キロ</u>	<u>十キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>ロメー</u>	<u>メートル</u>	<u>ル未満</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上三</u>	<u>ル以上</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上千</u>	<u>トル以</u>	<u>ル以上</u>		<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>上二千</u>	
<u>路程五</u>	<u>路程五</u>	<u>路程百</u>	<u>路程三</u>	<u>路程五</u>	<u>路程千</u>	<u>路程千</u>	<u>路程二</u>																																																																										
<u>十キロ</u>	<u>十キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>																																																																										
<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>ロメー</u>	<u>メートル</u>																																																																										
<u>ル未満</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上三</u>	<u>ル以上</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上千</u>	<u>トル以</u>	<u>ル以上</u>																																																																										
	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>上二千</u>																																																																											
<u>路程五</u>	<u>路程五</u>	<u>路程百</u>	<u>路程三</u>	<u>路程五</u>	<u>路程千</u>	<u>路程千</u>	<u>路程二</u>																																																																										
<u>十キロ</u>	<u>十キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>キロメ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>																																																																										
<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>一トル</u>	<u>ロメー</u>	<u>メートル</u>																																																																										
<u>ル未満</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上三</u>	<u>ル以上</u>	<u>ル以上</u>	<u>以上千</u>	<u>トル以</u>	<u>ル以上</u>																																																																										
	<u>百キロ</u>	<u>百キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>千キロ</u>	<u>五百キ</u>	<u>上二千</u>																																																																											

改正案

	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>ロメー</u> <u>トル未</u> <u>満</u>	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>ロメー</u> <u>トル未</u> <u>満</u>	<u>キロメ</u> <u>ートル</u> <u>未満</u>	
<u>一五</u> <u>三、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>一七</u> <u>七、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>二一</u> <u>八、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>二六</u> <u>九、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>三五</u> <u>六、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>三七</u> <u>五、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>四〇</u> <u>一、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>四六</u> <u>五、〇</u> <u>〇〇円</u>

(削る)

現 行

	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>ロメー</u> <u>トル未</u> <u>満</u>	<u>メートル</u> <u>ル未満</u>	<u>ロメー</u> <u>トル未</u> <u>満</u>	<u>キロメ</u> <u>ートル</u> <u>未満</u>	
<u>一五</u> <u>三、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>一七</u> <u>七、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>二一</u> <u>八、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>二六</u> <u>九、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>三五</u> <u>六、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>三七</u> <u>五、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>四〇</u> <u>一、〇</u> <u>〇〇円</u>	<u>四六</u> <u>五、〇</u> <u>〇〇円</u>

別表第二 外国旅行の旅費（第三条関係）

日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当

<u>日当（一日につき）</u>		<u>宿泊料（一夜につき）</u>		<u>食卓料</u>	<u>死亡手</u>
<u>指定都</u>	<u>その他</u>	<u>指定都</u>	<u>その他</u>	<u>（一夜につ</u>	<u>当</u>
<u>市</u>		<u>市</u>		<u>き）</u>	
<u>九、四〇〇円</u>	<u>七、九〇〇円</u>	<u>二九、〇〇〇円</u>	<u>二四、二〇〇円</u>	<u>八、〇〇〇円</u>	<u>八〇〇、〇〇〇円</u>

備考

一

指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）において定められている都市の地域をいい、その他とは、指定都市の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二

船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、五千七百円とする。

第四条関係

改正案		
行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例		
第一条 （略）		
第二条 委員に支給する報酬の額は、 <u>別表</u> のとおりとする。		
第三条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。		
2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>次項から第五項まで</u> に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額とする。		
<u>3 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>		
<u>4 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u>		
<u>5 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。</u>		
<u>6 （略）</u>		
<u>別表</u> （第二条関係）		
区分		報酬
教育委員会	委員	月額 二一五、〇〇〇円
選挙管理委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
人事委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
公安委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
労働委員会	会長	月額 二四九、〇〇〇円

現 行		
行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例		
第一条 （略）		
第二条 委員に支給する報酬の額は、 <u>別表第一</u> のとおりとする。		
第三条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。		
2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>別表第二及び別表第三</u> に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額とする。		
<u>（新設）</u>		
<u>（新設）</u>		
<u>（新設）</u>		
<u>3 （略）</u>		
<u>別表第一 報酬</u> （第二条関係）		
区分		報酬
教育委員会	委員	月額 二一五、〇〇〇円
選挙管理委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
人事委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
公安委員会	委員長	月額 二四九、〇〇〇円
	委員	月額 二一五、〇〇〇円
労働委員会	会長	月額 二四九、〇〇〇円

改正案

	公益委員	月額	二一五、〇〇〇円
	労使委員	月額	一九〇、〇〇〇円
収用委員会	会長	月額	二四九、〇〇〇円
	委員	月額	二一五、〇〇〇円
内水面漁場管理委員会	会長	日額	二四、三〇〇円
	委員	日額	二〇、五〇〇円
監査委員（常勤の監査委員を除く。）	識見を有する者	月額	二四九、〇〇〇円
	議会選出委員	月額	八八、七〇〇円
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十九条第三項の規定により臨時に補充された選挙管理委員		日額	二〇、七〇〇円

（削る）

（削る）

現 行

	公益委員	月額	二一五、〇〇〇円
	労使委員	月額	一九〇、〇〇〇円
収用委員会	会長	月額	二四九、〇〇〇円
	委員	月額	二一五、〇〇〇円
内水面漁場管理委員会	会長	日額	二四、三〇〇円
	委員	日額	二〇、五〇〇円
監査委員（常勤の監査委員を除く。）	識見を有する者	月額	二四九、〇〇〇円
	議会選出委員	月額	八八、七〇〇円
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十九条第三項の規定により臨時に補充された選挙管理委員		日額	二〇、七〇〇円

別表第二 内国旅行の費用弁償（第三条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
三、三〇〇円	一六、五〇〇円	三、三〇〇円

別表第三 外国旅行の費用弁償（第三条関係）

日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当

日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）	死亡手当
指定都市	その他	指定都市	その他		
九、四〇〇円	七、九〇〇円	二九、〇〇〇円	二四、二〇〇円	八、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円

備考

一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）において定められている都市の地域をいい、その他とは、指定都市の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、五千七百円とする。